

生物多様性条約第一〇回締約国会議に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十月四日

糸数 慶子

参議院議長 西岡武夫殿



## 生物多様性条約第一〇回締約国会議に関する質問主意書

生物多様性条約第一〇回締約国会議（以下「COP10」という。）が、本年十月十八日から愛知県名古屋市で開催される。開催国であり議長国を務める日本は、「生物の多様性に関する条約」（以下「生物多様性条約」という。）の目的である、①地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること、②生物資源を持続可能であるように利用すること、③遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを促進するとともに、現在の生物多様性条約が定めている「二〇一〇年目標」に代わる次の目標（以下「ポスト二〇一〇」という。）の策定に向け、リーダーシップを発揮しなければならない。よって以下質問する。

- 一 COP10の開催に対する政府の見解を示されたい。
- 二 ポスト二〇一〇の策定にあたっての政府の方針を示されたい。
- 三 二〇〇八年十月、スペインのバルセロナで開催された国際自然保護連合（IUCN）第四回世界自然保護会議において、ジュゴン保護に関し三度目となる、「二〇一〇年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の促進」と題する勧告（以下「ジュゴン保護勧告」という。）が賛成多数で採択された。しかし、

日本政府は、ジュゴン保護勧告の採決を棄権した。COP10においては、ジュゴン保護勧告をどのよう  
に取り扱うのか、政府の見解を示されたい。

四 COP10における非政府組織等の出席、発言等の取扱いについて、政府の見解を示されたい。  
右質問する。